

日弁連総第29号
2019年（令和元年）10月21日

警察庁長官 栗生 俊一 殿
神奈川県警察本部長 古谷 洋一 殿

日本弁護士連合会
会長 菊地 裕太郎

勸告書

当連合会は、申立人A申立てに係る人権救済申立事件（2016年度第37号人権救済申立事件）につき、貴殿らに対し、以下のとおり勸告する。

第1 勸告の趣旨

神奈川県警察本部において、被留置者を横浜地方検察庁（本庁及び支部）の同行室内において待機させる際、食事時に一律に両手錠を施したままにする運用がなされている。しかし、具体的な必要性及び相当性が認められない場合にまで一律に食事時に両手錠を施すことは、被留置者の品位を傷つけ人格権を侵害する取扱いであり、憲法13条、自由権規約7条に違反する人権侵害に当たる。

したがって、貴殿らに対し、以下のとおり勸告する。

- 1 神奈川県警察本部は、上記運用を、具体的な必要性及び相当性の認められる場合にのみ限定する運用に直ちに改善するよう勸告する。
- 2 警察庁は、神奈川県警察本部及びその他の都道府県警察本部に対して被留置者を検察庁の同行室内や裁判所の同行室内において待機させる際、上記運用と同様に、食事時に一律に両手錠を施したままにする運用がなされていないかを調査し、そのような運用がなされている場合には、直ちに運用の改善を行うことを指導するよう勸告する。

第2 勸告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

検察庁内の同行室における食事中的手錠の使用に関する人権救済申立事件
調査報告書

2019年（令和元年）10月15日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件名 検察庁内の同行室における食事中の手錠の使用に関する人権救済申立事件
(2016年度第37号)

受付日 2016年(平成28年)8月2日

申立人 A

相手方 都道府県警察本部

第1 結論

警察庁及び神奈川県警察本部に対し、別紙勧告書のとおり、勧告するのが相当である。

第2 申立ての趣旨

相手方を各都道府県警察本部とするもので、各地の検察庁内の留置課同行室内で待機する被留置者の両手に手錠を施した状態のまま食事させる行為は、個人の尊厳を不当に害するものであり、基本的人権の侵害であると思料するので、相手方に対してしかるべき措置を講ぜられたい。

第3 調査の経過

2016年	8月	2日	申立て受付
	11月	10日	予備審査開始
2018年	2月	23日	本調査開始
	6月	26日	警察庁及び神奈川県警察本部宛てに文書照会
	7月	24日	警察庁及び神奈川県警察本部から上記照会に対する回答到着
	8月	16日	法務省宛てに文書照会
	8月	30日	各弁護士会刑事弁護関連委員会宛てに文書照会
	10月	11日	法務省から上記照会に対する回答到着
2019年	4月	23日	横浜地方検察庁本庁に取調べのため護送された経験を有する被疑者の弁護士(当時)からの事情聴取

第4 認定した事実

1 事実認定の資料について

申立人からの聴き取り結果に基づき、当委員会にて神奈川県警察本部、警察庁及び各弁護士会に対する照会を行った。

また、監獄法が刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(以下「処

遇法」という。)へ改正される際の立法経緯の調査及び関連する判例調査を行った。

2 申立人に対する昼食時における手錠の取扱い

申立人が、2010年頃から2011年頃まで、神奈川県相模原南警察署において逮捕・勾留されていた際、横浜地方検察庁本庁及び相模原支部の同行室内での昼食時において、両手に手錠を施されたままの状態です食事をとらされた。

この点、神奈川県警察本部に対し、申立人が食事時にも両手錠を施さなければならなかった具体的な理由の有無について照会したところ、同本部からは、申立人が逃走、自傷他害行為又は施設・器具の破壊行為を行ったためなどといった具体的な理由に関する回答はなく、両手錠を施したままの状態です食事をとらせることが一般的な取扱いであるとの回答がなされた。

そのため、申立人が逃走等を行ったために両手錠の状態です食事をとらされることになったという事実は認められなかった。

3 横浜地方検察庁本庁及び支部の同行室における昼食時の手錠の取扱い

(1) 横浜地方検察庁本庁及び支部の同行室では、用便等の必要な場合を除き、食事中も両手錠を施すという運用を行っている。

ただし、同行室に持参する糧食は、両手錠のまま食事をとることができるように配慮してパン食にしている。

(2) 神奈川県警察本部では、過去に発生した被留置者同士の暴行事件、警察官に対する公務執行妨害事件、同行室からの逃走事件を踏まえ、同行室の被護送者の人数や保安設備の状況に応じて同行室内の秩序維持及び逃走等に対する警戒の万全を図るため、処遇法213条1項の規定(留置担当官は、被留置者を護送する場合には手錠を使用することができる。)を根拠として、上記のような取扱いをしている。

なお、同条項適用の理由については、同行室が被護送者を検察官の取調べ等のために待機させるための場所であり、同法に規定される「刑事施設」及び「留置施設」に該当しないため、同行室内の被護送者にあつては護送中の状態にあるからだとしている。

(3) 被留置者が、本件と同様に、横浜地方検察庁本庁の同行室に待機している間、食事時も含め終始両手錠を施されていたことについて肉体的及び精神的損害の賠償を請求した事案において、平成20年2月21日横浜地方裁判所判決(事件番号 平成19年(ワ)第2871号、判例集未掲載)は、以下のとお

り判断して請求を棄却した。

すなわち、①地方検察庁の建物内に設けられた同行室は、公判出廷や検察官による取調べ、勾留質問等のために呼び出されるまでの間、待機する場所に過ぎず、「刑事施設」にも「留置施設」にも該当しないこと、②同行室内の被留置者は「護送中」の状態にあるため、被留置者に対して両手錠を施すことは明文の規定に反するものとはいえないこと、③横浜地方検察庁本庁の同行室において、過去に、被護送者同士の暴行・傷害事件、警察官に対する公務執行妨害事件及び同行室内での器物損壊事件が起きていること、④横浜地方検察庁本庁の同行室には13の待機室が設けられており、受入可能人員はおおむね146人であるところ、多い日には被護送者が100人を超える日もあること、⑤上記各待機室の入口及び廊下の出口にはいずれも錠が施されているものの、留置施設ではないことから、神奈川県警察本部や警察署の留置施設にあるような強固な錠、警報サイレン、緊急通報装置等の保安設備は設置されていないこと、⑥身体等に異常がない限り、取調べや勾留質問を受けているとき以外は昼食時も含め両手錠を施されているものの、少なくとも平成18年3月以降、被護送者から、両手錠に関する苦情や改善要求が寄せられたことはないことなどに照らせば、横浜地方検察庁本庁の同行室において被護送者に両手錠を施す必要性の存在を否定することはできず、相当性を欠くともいえないとして、昼食時を含めて被留置者に対して両手錠を施すことは違法とはいえないと判断した。

(4) 2019年4月23日、横浜地方検察庁本庁に取調べのため護送された経験のある被疑者に弁護人（当時）を介して聴取したところによれば、横浜地方検察庁本庁における同行室への入室までには、頑丈な扉で出入りに解錠・施錠を行うものが2枚以上設置されており、同行室の鉄格子にも施錠がなされ、同行室のフロアでは常に複数の警察官が監視しているとのことであった。

4 各地方検察庁の同行室等における昼食時の手錠の取扱い

(1) 平成29年度中に各地方裁判所及び各簡易裁判所において認められた勾留の件数について、上位5裁判所は、東京地方裁判所、大阪地方裁判所、名古屋地方裁判所、さいたま地方裁判所、横浜地方裁判所であり、それぞれの勾留件数は、2万366件、8410件、8062件、6466件、6191件であった。

(2) 2018年9月時点で全国の弁護士会刑事弁護関連委員会に対して照会した結果、横浜地方検察庁本庁及び支部以外の同行室内又は待機室内で昼食時に両手錠を施す取扱いがなされていることが確認できたのは、東京地方裁判所の

仮監房のみであり、上記5裁判所に対応する検察庁のうち東京地方検察庁、名古屋地方検察庁及びさいたま地方検察庁の同行室では、昼食時には片手錠のみを施すという取扱いがなされていることが判明した。

5 警察庁における把握

当連合会からの照会に対し、警察庁から以下の内容の回答を得た。

- (1) 警察庁では、被留置者に対する手錠の取扱いに関して統一した指針・規定等は策定していない。
- (2) 警察庁では、各都道府県警察に対し、処遇法213条の規定に基づき、手錠を適正に使用するよう必要な指導を行っている。
- (3) 各都道府県警察における被留置者に対する手錠の取扱いに関する指針・規定等の有無について、警察庁としては把握していない。
- (4) 検察庁内の同行室や裁判所内の同行室内において被留置者に対して食事をさせるときの各都道府県警察における手錠の取扱いについては、同行室の利用可能人員や保安設備等が庁舎ごとに異なるほか、護送態勢、糧食の内容等が都道府県警察によって異なることなどから、警察庁としては把握していない。
- (5) 神奈川県警察において、検察庁内の同行室内や裁判所内の同行室内で被留置者に対して食事をさせる場合に両手錠を掛けたままで食事をさせている実例があると承知している。

同県警からは、①同行室内にいる被留置者は護送中の状態にあり、処遇法に基づき、同行室内において手錠を使用していること、②過去に発生した被護送者同士の暴行事件、警察官に対する公務執行妨害事件、同行室からの逃走事件を踏まえ両手錠を施していること、③同行室の被護送者の人数や保安設備の状況、④同行室に持参する糧食はパン食であり、両手錠のまま食事をとることができるよう配慮していることなどを踏まえ、当該対応をとっていると聞いている。

第5 当委員会の判断

1 両手錠を施したまま食事をさせる行為の人権侵害性と制約の必要性

- (1) 日本国憲法においては、すべて国民は、個人として尊重され、生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障される（憲法13条）。この個人の尊厳等の保障を確保するためには、すべての人が拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けることから保護されなければならない（世界人権宣言5条、自由権規約7条等）。

身体を拘束された状態で食事を余儀なくされることは人としての尊厳を傷つけるおそれがあり、特に、その態様として、両手錠を施したままでの食事を余儀なくさせることは、まさに、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない権利を侵害することであり、人格権の侵害となると言うべきである。

これに対し、処遇法は、以下のとおり、被留置者に対する手錠使用について一定の要件の下に許容している。

① 処遇法の目的（1条）

「刑事収容施設（刑事施設、留置施設及び海上保安留置施設をいう。）の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。」とされ、監獄法改正により被収容者の人権尊重の理念が導入された。

② 被留置者に対する措置の比例原則（210条2項）

「2 前項の目的（注：留置施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。）を達成するため執る措置は、被留置者の留置を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穏な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。」

③ 被留置者に対する手錠使用にかかわる処遇法の規定（213条1項）

「留置担当官は、被留置者を護送する場合又は被留置者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 三 留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること。」

(2) そこで、本事案のように食事時にまで両手錠を施したままにする運用は処遇法において認められるのか否かから検討する。

すなわち、被留置者を同行室に留め置くことが、処遇法213条1項にいう「護送する場合」に該当するかを検討し、仮に「護送する場合」に該当する場合であっても、両手錠をした状態での食事をさせることが許容されるかを検討する。

そして、はじめに、処遇法が監獄法の改正作業においてどのような趣旨により規定されたかに遡る。

2 監獄法から処遇法への改正における手錠使用場面の規定の変化

- (1) 監獄法19条では、戒具（手錠及び腰縄）を使用できる一場面として「監外ニ在ルトキ」と規定されていたが、「監外ニ在ルトキ」には、護送の場合と、構外作業のように護送ではない理由で監外にいる場合とが含まれていた。
- (2) 処遇法（78条1項，213条1項）では、捕縄又は手錠を使用できる場合について「護送する場合」と文言が変更された。この改正経緯は、次のとおりである。

「施設外に護送するとき」（昭和51年3月監獄法改正の構想）

「護送するとき」（監獄法改正の骨子となる要綱）

「護送する場合」（受刑者処遇法，現行法）

(3) 監獄法改正時の国会答弁

2005年（平成17年）3月29日南野智恵子法務大臣の発言（第162回国会衆議院本会議）

「受刑者の権利制約の要件は、合理的な根拠をもって認定することが必要である上、法案においては、制約は「必要な限度を超えてはならない」とする比例原則を明記しているところであり、過度に受刑者の権利を制約することのないよう適切な運用に努めていきたい」

2005年（平成17年）3月30日政府参考人の発言要旨（第162回国会衆議院法務委員会）

「日本の行刑理念は、国連被拘禁者処遇最低基準規則に合致しており、国際的な行刑理念に適うものであり、今後も維持されていくべきもの」（横田政府参考人）

「監獄法の規定と比べますと、戒具の使用要件の明確化を図るとか、受刑者の権利保護にかかわる規定が整備された」（片桐政府参考人）

「戒具の使用につきましても、要件、手続をきっちり決めまして、必要な監視体制をとる」（片桐政府参考人）

(4) 小括

監獄法から処遇法への改正において、戒具（手錠及び捕縄）を使用できる一場面を示す文言が「監外ニ在ルトキ」から「護送する場合」へ変更されたが、これは、国連被拘禁者処遇最低基準規則による国際的な理念に適う解釈として、比例原則に基づき、被収容者に対する制約が必要な限度を超えてはならないという権利保護の趣旨によるものである。

3 本件が「護送する場合¹」に当たるか

横浜地方検察庁本庁における同行室への入室までには、頑丈な扉で出入りに解錠・施錠を行うものが2カ所以上設置されていること、同行室の鉄格子にも施錠されること、同行室のフロアでは常に複数の警察官が監視していることが、被留置経験者からの聴取により認められる。

本申立に係る事案は横浜地方検察庁本庁及び相模原支部におけるものであるところ、少なくとも横浜地方検察庁の同行室は、留置施設ないし刑事施設に準ずる施設とまでは認定できないにせよ、それに極めて近い施設であるということが出来る。したがって、本件が手錠使用を認められる処遇法213条1項の「護送する場合」に当たるとするには多大な疑問が残る。

ただ、上記「護送する場合」に当たらないとした場合でも、同項の各号に該当し、かつ手錠を使用する必要性、相当性が充足される場合であれば、手錠の使用が認められる余地はある。

しかし、本件では、神奈川県警察本部の回答によると、申立人が逃走、自傷他害行為又は施設・器具の破壊行為を行った事実は認められないのであるから、同項各号の該当性は認められない。

4 仮に「護送する場合」に当たるとした場合の検討

(1) 手錠使用の必要性・相当性

上記のとおり、横浜地方検察庁本庁及び支部において、被留置者を同行室内において待機させている場合を「護送する場合」に該当すると言うには多大な疑問が残るが、他方、上記同行室の詳細な状態が必ずしも判然としないこと、神奈川県警察本部の回答やそれがよって立つ前記横浜地裁判決の存在もあることから、一応「護送する場合」に該当するとした場合についても検討することとする。

そもそも処遇法が「護送する場合」の拘束具使用を認めているとしても、本件のように一律に両手錠を施したままでの食事が許容されると言うことはできない。なぜなら、通常は両手の自由な状態で行うべき食事行為において、拘束目的の道具である手錠を両手に施された状態のままでの食事を余儀なくされることは、自由な食事行為が著しく制限され、品位を傷つける取扱いである

¹ 「護送する場合」とは、「刑事施設の外に連れ出している場合」と解釈されている（林眞琴ほか『逐条解説 刑事収容施設法 第3版』有斐閣、2017年）。しかし、第5の2項記載のようにその文言に変遷があること等からすれば、そのように広く解釈することは手錠又は捕縄を原則使用できる場面が広範となりすぎる問題がある。

からである。

このような制限を正当化するほどの必要性及び相当性が証明されない限り、食事中に両手錠を施すことは許されないと言ふべきである。

そして、この具体的な必要性及び相当性の検討は、「手錠を使用することができる」（処遇法213条1項）の解釈として行われるべきところ、その解釈においては、身体拘束に関する国際基準である国連被拘禁者処遇最低基準規則に従って検討される必要がある。

① 国連被拘禁者処遇最低基準規則の法的性格

国連被拘禁者処遇最低基準規則は、1955年国連犯罪防止刑事司法委員会において採択され、1957年国連経済社会理事会により承認されたもので、長年、刑事被収容者処遇の最低基準とされてきたところ、2015年に前記委員会にて改訂され、国連総会で日本を含む満場一致で採択された。改訂被拘禁者処遇最低基準規則はマンデラ・ルールズと呼称されるようになったが、それ自体、批准、発効した条約ではなく法的な拘束力はないものの、各国の刑事施設等の処遇に関する立法及び実務運営の指導理念として尊重し遵守すべき国際基準として長年機能してきている。

マンデラ・ルールズが定める拘束具使用に関する規定は、国際法上の強行規範（ユス・コーゲンス）と理解されている自由権規約7条や拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約2条の拷問・虐待の禁止に関する規定の解釈指針と位置付けられるものであり、処遇法の解釈指針としても尊重されなければならない。

② 本件と関連する部分

マンデラ・ルールズのうち、拘束具使用の必要性、相当性に関する部分を以下抜粋する。

【規則1】

すべての被拘禁者は、人間としての生まれながらの尊厳と価値に対する尊重をもって処遇されなければならない。いかなる被拘禁者も、拷問及びその他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い又は刑罰の対象とされてはならず、またこれらの行為から保護される。これらの行為は、いかなる状況下においても正当な行為として実施されてはならない。被拘禁者、スタッフ、サービス供給者及び訪問者の安全ならびに警備は、常に確保されるものとする。

【規則 4 7】

- 1 鎖, かせ, その他の本質的に品位を傷つけ又は苦痛を伴う拘束具の使用は禁止される。
- 2 他の拘束具は, 法によって認められ, かつ, 以下の状況においてのみ使用される。
 - (a) 被拘禁者が司法ないし行政当局に出頭する場合には外されるという条件のもと, 移送時の逃走に対する予防措置として。
 - (b) 被拘禁者が自己若しくは他人を傷つけ, 又は財産に損害を与えることを防止するために, 他の制御方法が役に立たない場合に, 施設の長の命令によって。このような場合には, 施設の長は, 直ちに医師又はその他の有資格のヘルスケア専門職の注意を喚起し, かつ上級行政官庁に報告しなければならない。

【規則 4 8】

- 1 規則 4 7 第 2 項によって拘束具の使用が認められる場合には, 以下の原則が適用されなければならない。
 - (a) 拘束具は, 制限されない動きによって生じる危険に対処する, より制限的でない制御形態では効果がない場合にのみ用いられるものとする。
 - (b) 拘束の方法は, 生じている危険の程度及び性格に基づいて, 被拘禁者の動きを制御するために必要かつ合理的に利用可能な, 最も侵襲性の低い形態でなければならない。
 - (c) 拘束具は, 必要な時間のみに用いられ, かつ, 制限されない動きによって生じる危険がもはや存在しなくなった後には, できる限りすみやかに取り外されなければならない。
- 2 拘束具は, 女性に対し, 分娩中あるいは出産直後には決して用いてはならない。

【規則 4 9】

刑事施設当局は, 拘束具を科す必要性を回避し, あるいは, 拘束具の侵襲性を減じる制御技術へのアクセスを追求し, かつ, こうした技術を用いる訓練を提供すべきである。

③ マンデラ・ルールズから導き出される規範

拘束具の使用が認められる場合は, 移送時の逃走防止や自傷・他害・財産の損壊の防止という限定的な目的の場合のみであり (規則 4 7, 2 項), 使用が認められるとしても制限されない動きによって生ずる危険に対処する

ために必要最小限の形態でなければならない（規則48，1項）。刑事施設当局は拘束具を科す必要性を回避し，あるいは拘束具の侵襲性を減じる努力をしなければならない（規則49）。

以上に反する拘束具の使用は，被拘禁者に対する「品位を傷つける取扱い」として絶対的に許されない（規則1）。

本件において，両手錠の使用が移送時の逃走防止や自傷・他害・財産の損壊の防止という限定的な目的のためであるか，必要最小限の形態であるか，及び神奈川県警察本部において両手錠を施す必要性を回避したり，両手錠による苦痛を極力減らす努力をした上でのことであるかを，必要性及び相当性の判断に用いるべきである。

そして，こうした必要性及び相当性が認められない限り，食事中に両手錠を施すことは「品位を傷つける取扱い」として絶対的に許されないと言うべきである。

(2) 横浜地方検察庁及び支部の同行室における取扱いの適法性

そこで，横浜地方検察庁及び支部の同行室において食事中に両手錠を施すという取扱いにつき，これを正当化するだけの具体的な必要性及び相当性があるのかを検討するため，同庁以外の検察庁における同行室での昼食時の手錠の取扱状況に照らして考察する。

① 平成29年度中に各地方裁判所及び各簡易裁判所において認められた勾留の件数上位5裁判所は，東京地方裁判所，大阪地方裁判所，名古屋地方裁判所，さいたま地方裁判所，横浜地方裁判所であり，被留置者の人数についても，各地方裁判所に対応する検察庁が上位5検察庁となる。

そのため，横浜地方検察庁本庁及び支部の同行室で待機する被留置者数は，東京地方検察庁，名古屋地方検察庁及びさいたま地方検察庁の同行室で待機する被留置者数の人数よりも少数であることは明らかである。

しかるところ，横浜地方検察庁の同行室以外で昼食時に両手錠を施す取扱いがなされていることが確認できるのは，東京地方裁判所の仮監房のみであり，上記5裁判所に対応する東京地方検察庁，名古屋地方検察庁及びさいたま地方検察庁の同行室では，昼食時には片手錠のみを施すという取扱いがなされている。

② これを見れば，より被留置者の多い東京地方検察庁等の同行室で昼食時に被留置者に両手錠を施す取扱いをせずに対応することができる以上，たとえ横浜地方検察庁の同行室における被留置者が多い日では100人を超えるとしても，同地方検察庁の同行室においても昼食時に被留置者に両手錠

を施さずとも対応することが可能であるはずである。

神奈川県警察本部による一律の両手錠の使用という運用は、被留置者の移送時の逃走防止や自傷・他害・財産の損壊の防止という限定的な目的（処遇法213条1項）のためであることを疑うものではないが、この運用が他都市での運用との比較でも必要最小限の形態であると言うことはできない。

また、同警察本部において両手錠を施す必要性を回避したり、両手錠による苦痛を極力減らす努力をする余地がないほどに工夫をされているとは言い難い。

したがって、上記運用は、その相当性を論ずるまでもなく、人権侵害性を上回る必要性があると認めることはできない。

- ③ なお、前記横浜地裁の判決では、横浜地方検察庁本庁の同行室に多いときには1日当たり100名を超える被護送者を受け入れる場合もあること、それに対して県警本部や警察署の留置施設にあるような強固な錠、警報サイレン、緊急通報装置等の保安設備が検察庁本庁の同行室には設置されていないことに言及されている。

また、前記判決では、身体等に異常がない限り、取調べや勾留質問を受けているとき以外は昼食時も含め両手錠を施されている運用に対して、少なくとも平成18年3月以降、被護送者から両手錠に関する苦情や改善要求が寄せられたことはないことをもって、「相当性を欠くともいえない」との判断の根拠としている。

しかし、まず保安設備に関しては、同判決は、横浜地方検察庁本庁における同行室への入室までには、頑丈な扉で出入りに解錠・施錠を行うものが2枚以上設置されていること、同行室の鉄格子にも施錠されること、同行室のフロアでは常に複数の警察官が監視していることといった事実を認定していない。これらの事実は、原告からは主張立証が困難であり、被告神奈川県は積極的に情報開示をしなかったことが窺われる。

これらの保安設備や体制があるにもかかわらず、通常留置施設にあるような強固な錠、警報サイレン、緊急通報装置等の保安設備がないというだけで、保安設備が脆弱であると決めつけることはできない。

また、マンデラ・ルールズの規則49においても「刑事施設当局が拘束具を科す必要性を回避し、あるいは拘束具の侵襲性を減じる制御技術へのアクセスを追求し、かつ、こうした技術を用いる訓練を提供すべきである」とされているところ、東京地方検察庁等のより被留置者の多い同行室でも昼食時に両手錠を施す取扱いをしていないのであるから、横浜地方検察庁において

も東京地方検察庁等の対応状況を踏まえて設備等を整備して対応すべきことが求められていると言える。

次に、少なくとも平成18年3月以降、被護送者から両手錠に関する苦情や改善要求が寄せられたことはないという点に関しては、被護送者は身体拘束を受けた中で防御活動に専念すべき時期にあり、そうした者から拘束者に対する積極的な苦情や改善要求がないことをもって、両手錠を施された状況に苦痛がなく相当性を欠くとも言えないと判断する理由にはできないことは明らかである。

- ④ 以上の考察からすれば、横浜地方検察庁本庁及び支部の同行室における昼食時の両手錠使用について、仮に「護送する場合」に当たるとしてもこれを正当化する具体的な必要性及び相当性は認めがたい。

したがって、食事時に一律に両手錠を施したままにする運用は、「品位を傷つける取扱い」に該当し、著しく人権を侵害していると言うべきである。

5 まとめ

以上の検討から、被留置者が検察庁の同行室に収容されている状態は手錠使用の要件を定める処遇法213条1項の「護送する場合」に該当するというには多大な疑問が残る上、申立人に手錠が使用されるべき具体的な事情は認められないことから（同条3項参照）、検察庁内同行室で食事時に一律に手錠を使用すること自体、法の根拠によらない国家による個人に対する不当な身体の拘束であって、人権侵害であると言うべきである。

また、仮に上記「護送する場合」に該当すると解することができたとしても、両手錠使用を正当化するだけの必要性及び相当性がない場合は、「品位を傷つける取扱い」を受けない権利としての人格権を侵害するものである。

しかるに、横浜地方検察庁よりも大規模な検察庁においても、食事時には片手錠とする運用がなされており、横浜地方検察庁の現行の運用のように、食事時において一律に両手錠を施すしか保安維持の方法がないと言えるほどの必要性は認められない（同条4項参照）。

よって、申立人に対して両手錠を施した状態で食事をさせる横浜地方検察庁本庁及び相模原支部の同行室における処遇は、その必要性がそもそも認められず、手段の相当性を検討するまでもなく、「品位を傷つける取扱い」に当たり、著しい人権侵害である。

6 警察庁の責任

(1) 処遇法 213 条は、留置担当官に対し、内閣府令（国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則 22 条）で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用する権限を付与している。

しかるところ、留置施設に関する業務を所管するのは警察庁であり（警察法 19 条及び 21 条）、警察庁長官は、その所掌事務について都道府県警察を指揮監督する権限を有することからすれば（同法 16 条 2 項）、警察庁は、留置業務における手錠の使用方法の適正を維持するよう都道府県警察を監督する権限と責務を有していると言ふべきである。

(2) しかしながら、現状では、警察庁は各都道府県警察における被留置者に対する手錠の取扱いに関する指針・規定等の有無を把握しておらず、また、検察庁内の同行室内や裁判所内の同行室内において被留置者に対して食事をさせるときの各都道府県警察における手錠の取扱いについて把握していない。

また、神奈川県警察において被留置者の食事中に両手錠を施している事実を知りながら、その取扱いの人権侵害性を踏まえた具体的必要性と相当性について指導を行っているとは認められない。

(3) これに対し、当委員会としては、警察庁が神奈川県警察に対し、被留置者に食事中も一律に両手錠を施すという人権侵害的な取扱いをしている状況を知りながら漫然と放置することなく、その指揮監督権限を行使して、具体的な必要性と相当性がなければ両手錠を直ちにとりやめるよう指導するべきであると思料する。

さらに、警察庁は神奈川県警察本部以外の都道府県警察本部に対しても、被留置者を検察庁の同行室内や裁判所の同行室内において待機させる際、食事時に一律に両手錠を施したままにする人権侵害的な運用がなされていないかを調査し、運用改善を直ちに行うことを指導するべきであると思料する。

7 結論

以上から、警察庁及び神奈川県警察本部に対して、別紙勧告書のとおり勧告するのが相当と判断する。

以 上